

浜田市上下水道部就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 7 月 17 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市上下水道事業管理規程第 2 号

浜田市上下水道部就業規則の一部を改正する規程

浜田市上下水道部就業規則（平成 17 年浜田市水道事業管理規程第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 27 条第 1 項の表第 2 号中「参考人等」を「参考人、被害者参加人等」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。